

平成 2 3 年度

福島町議会定例会 1 2 月会議

平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日 (水)

議会提出議案

福島町議会

平成23年度福島町議会定例会12月会議議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
意見書案 6	漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書の提出について	2
7	住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の提出について	4
決議案 1	事務用品の購入手続に関する事務処理に対する決議について	7

意見書案第6号

漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり、議会会議条例第17条第3項の規定により提出する。

平成23年12月14日

福島町議会  
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会  
委員長 木村 隆

## 漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書

漁業においてはコストに占める燃油のウェイトは極めて大きいことから、北海道の漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、国民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国会及び政府におかれては、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、以下の燃油税制にかかる措置を要望する。

### 記

1. 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
2. 農林漁業用 A 重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
3. 地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税については A 重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、総務大臣

意見書案第7号

住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の提出  
について

上記の意見書を別紙のとおり、議会会議条例第17条第3項の規定により提出する。

平成23年12月14日

福島町議会  
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会  
委員長 木村 隆

## 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

現代社会における住民のくらしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえます。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的な人権のひとつであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割です。

平成 22 年 6 月 22 日に政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つとしています。地方運輸局は、ご存知のとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っています。

こうしたなかで、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災にかかわっては、東北地方の出先機関で働く職員のみならず、全国の出先機関から派遣された職員とともに、本省（国土交通省）と一体となって被災地支援・復興にむけ全力でとりこんでいます。今回の大震災にみられるように、国民の生命を守り、暮らしの安心と安全を確保することは国の責任であり、同時に、国と地方のそれぞれが責任を持ち役割を果たすことによって、国民の生命と人権を守ることができるものと考えます。

行政をどこが担うか考えるとき、住民の安全・安心なくらしにとって相応しいのはどこなのかが重要な視点となります。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることに異論は無いものの、自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶、航空などを対象とする行政にあっては、地方自治体が行うよりも国の方が効率的、効果的に担えるのは明らかと言えます。

そもそも、交通運輸行政は地方と国の二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、基本的な人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することは勿論、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要といえます。

つきましては、下記の事項について実現されるよう要望します。

### 記

1. 震災復興と被災地対策をはじめ、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任をもって直接実施すること。
2. 住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
3. 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣

決議案第1号

事務用品の購入手続に関する事務処理に対する決議について

上記の決議書を別紙のとおり、議会会議条例第17条第3項の規定により提出する。

平成23年12月14日

福島町議会  
議長 溝部 幸基 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 佐藤 卓也

## 事務用品の購入手続に関する事務処理に対する決議

平成 22 年度一般会計の事務用品購入手続に関する事務処理の疑義については、議会として、総務教育常任委員会の 2 回にわたる調査を経て、監査委員に対し、地方自治法第 98 条第 2 項の規定による監査を請求し、その結果の報告を受けた。

監査報告の内容からも、事務用品の購入手続及び購入手続を年度途中で変更したことの妥当性については、いずれも認められないものと判断せざるを得ない。

町政執行者は、係る事務処理にともなう結果を招いた責任を受け止めなければならない。

よって、今後、速やかに規定に基づく適正な事務処理を講ずるとともに、その意を十分考慮され、言動に留意し謙虚に信頼の回復を図ることを望む。

以上、決議する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会